

「例規改廃情報提供サービス 条例お届け便」利用規約

(規約の適用と範囲)

第1条 本規約は、株式会社ぎょうせい(以下「当社」という。)が提供する「例規改廃情報提供サービス 条例お届け便」(以下「本サービス」という。)を、申込者(以下「お客様」という。)が利用する場合に適用され、お客様は本規約を遵守するものとします。

(本サービスについて)

第2条 本サービスの内容は、別記「例規改廃情報提供サービス 条例お届け便 サービス内容」に規定するとおりとします。

(サービス内容の決定)

第3条 サービス内容は、次の各号の手続きを経て決定するものとします。

- (1) お客様は、本規約に同意のうえ「条例お届け便利用申込書」(以下「利用申込書」という。)を当社に送付します。
- (2) 当社は、前号のメールを受け付けたときは、その旨のご連絡及び前号の利用申込書に記載された、情報提供をご希望される地方公共団体の条例・規則等(以下「例規」という。)の一覧を利用申込書記載の電子メールアドレス(以下「お客様メールアドレス」という。)に送信します。なお、ご希望に沿えないと判断したときは、その旨をお客様メールアドレスに送信します。
- (3) お客様は、前号の一覧より情報提供を希望する例規を選択し、一覧を当社指定の電子メールアドレス(以下「当社指定メールアドレス」という。)へ送信します。

(契約の成立)

第4条 お客様と当社との間の本規約に基づく本サービスの利用契約(以下「本契約」という。)は、次の各号の手続きを経て成立するものとします。

- (1) 当社は、前条第3号でお客様からいただいた一覧をもとにサービス利用料を算出し、お客様メールアドレスにサービス利用料情報を送信します。
- (2) お客様は、前号のサービス利用料を確認のうえ、当社指定メールアドレスにサービス利用料を承諾する旨を返信いただき、これが当社に到達した時点をもって本契約の成立となります。

(利用料等のお支払い)

第5条 当社は契約成立後、お客様に請求書を発送します。お客様は、本サービスの利用料及びこれにかかる消費税等を、請求日から30日以内に、当社が指定する方法により支払うものとします。支払いに必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担となります。

- 2 本サービスによる情報提供は、お客様による入金当社が確認した後から開始いたします。
- 3 当社は、前項の入金確認をしたときは遅滞なく、その旨を、お客様メールアドレスに送信してお知らせします。
- 4 第1項に定める日までにお支払いの入金がなかったときは、本契約は当然に解除されるものとします。当該解除によりお客様に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

(契約期間及び更新)

- 第6条 本契約の有効期間は、当社が前条第3項の入金確認のお知らせを発信した日の翌日から起算して一年間の経過をもって満了します。
- 2 本契約は、期間満了の3か月前までに本契約の解約申し出がない限り、自動的に満了日から一年間更新し、以降も同様とします。
 - 3 お客様は、更新期間にかかる本サービスの利用料及びこれにかかる消費税等については、前条第1項に準じて支払うものとします。

(利用申込内容の変更)

- 第7条 お客様は、利用申込書の記載内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。

(自己責任)

- 第8条 本サービスは、情報元となる地方公共団体によりホームページで公開されている例規(以下「例規」という。)をそのまま利用し一定の機械的処理を経た情報に基づいて提供され、当社は、明示黙示を問わず本サービスの正確性、完全性及び効果について何ら保証しないものとし、例規の誤り、脱漏その他の瑕疵により発生したお客様又はその他の第三者の損害について、当社は、一切損害賠償責任を負わないものとします。

(禁止事項)

- 第9条 お客様は、本サービスを利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当、又はその恐れがある行為をすることは禁止します。
- (1) 本サービスに関し、当社若しくは第三者の著作権、商標権及びその他の知的財産権を侵害する行為又はこれらの侵害を導く行為
 - (2) 第三者に本サービスを貸与等する行為又は本サービスに関する情報提供行為
 - (3) 本サービスの情報(複製し、又は印刷した情報を含む。)を当社以外の者が作成したデータベースに登録する行為及びメール配信等で広める行為
 - (4) 本サービスを利用して営業活動を行う行為
 - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(6) 本サービス及び本サービスを通じて取得した情報を複製、翻案、公衆送信、出版若しくは頒布又は第三者に対する開示若しくは譲渡等内部利用の目的の範囲を超えた行為

(権利義務譲渡の禁止)

第10条 お客様は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本契約上の地位若しくは本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保に供し、又は引き受けさせることはできません。

(本サービス提供の停止)

第11条 当社は、お客様の故意又は過失にかかわらず、第9条各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、事前に通知することなくお客様に対して本サービスの全部又は一部の使用を停止することができるものとします。

2 前項の停止がされた場合でも、利用料の減額、返金はなされません。

(本サービス提供の一時中断)

第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の通知なく、一時的に本サービスを中断することがあります。

(1) 本サービス提供のためのシステム又は関連設備の保守を定期的又は緊急に行うとき。

(2) 火災、停電、通信回線の断絶等により本サービスの提供ができなくなったとき。

(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、法令により通信の制限等の要請、指示等があったとき、又は当社が必要と判断したとき。

(4) その他、運用上又は技術上当社が本サービスの一時的な中断を必要と判断したとき。

2 前項の中断があった場合でも、利用料の減額、返金はなされません。

(本サービス内容の変更)

第13条 本サービスの内容は、予告なく変更される場合があることをお客様は了承するものとします。ただし、かかる変更が重大なものであると当社が判断する場合、当社は、お客様に対して事前の通知を行うものとします。また、本サービスの内容に変更があった場合においても、特段の定めがない限り、本規約が適用されます。

(本サービスの提供区域)

第14条 本サービスの提供区域は、日本国内に限定します。

(免責事項)

第 15 条 本サービスの提供停止、一時中断によって、お客様に損害が生じた場合も、当社はその責任を負わないものとします。

2 前項のほか、当社の故意又は重過失による場合を除き、本サービスの利用により、お客様又は第三者に生じた損害について当社は賠償の責を負わないものとします。

3 当社が損害賠償の責任を負う場合においては、その額は、お客様から支払われた本サービスの利用料(その責任の原因の発生したときの属する一年間分の利用料)に相当する額を上限とします。

(損害賠償)

第 16 条 お客様が本規約に違反したことにより、当社が損害を被ったときは、お客様は、当社に対し損害賠償責任を負います。

(お客様による解約)

第 17 条 お客様は、本契約の有効期間内であっても、当社に対して3か月前の予告期間において当社に書面で通知することによって、本契約を解約することができます。ただし、期間内の解約であっても、利用料の減額、返金はされません。

(契約の解除)

第 18 条 お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知、催告、及び補償なく本契約を解除しこれを終了させることができます。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 利用申込書に記載された事項に虚偽があった場合
- (3) 当社、又は第三者の権利・名誉・信用を毀損するような行為を行った場合、法令に違反する行為を行った場合、その他公序良俗に違反する行為を行った場合
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は公租公課を滞納し、督促を受けたとき、若しくは滞納処分による差押えを受けたとき。
- (5) 自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手が1回でも不渡りとなったとき、その他支払いを停止したとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (7) その他、お客様が本サービスを利用することが不適切と当社が判断した場合

(個人情報の取扱い)

第 19 条 当社が本サービスの提供に当たって取得したお客様の個人情報については、当社が定める「個人情報の取扱いについて」に従い、適切に管理します。

(秘密保持)

第20条 お客様は、本契約及び本規約に基づき知り得た当社の秘密情報を、第三者に漏洩することはできません。

(反社会的勢力の排除)

第21条 お客様及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(準拠法及び合意管轄)

第22条 本契約及び本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

- 2 本契約又は本規約から紛争が生じたときは、誠意をもって協議の上解決するものとなりますが、協議が成立しない場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(規約の尊重)

第23条 本規約に定めのない事項については、お客様及び当社は、誠意をもって協議の上決定するものとします。

- 2 本規約の各条項については、関連法規の改正、社会情勢の変化、本件取引業界の慣行もしくは取引通念の変化又は当社の事情その他条項の変更を必要とする事情によって変更することがあります。変更後の規約の内容及びその効力発生時期については、当社ホームページ内に掲載するものとし、当該効力発生時期をもって変更後の規約が適用されるものとします。

別記

例規改廃情報提供サービス 条例お届け便 サービス内容

1. お届けするサービス

お客様には、まず情報提供をご希望される地方公共団体(以下「指定団体」という。)をご指定いただきます。その後、指定団体が公開している条例・規則等の全件の一覧を当社より提供し、情報提供の必要な条例・規則等(以下「指定例規」という。)をご指定いただきます。

指定例規につきまして、当社から、指定団体のホームページに公開された例規を情報元とした、改正・廃止等の情報を原則年4回、定期的に電子メールでご提供します。地方公共団体のホームページで公開された例規の制定改廃情報をもとにしていますので、改正手続が取られない修正などの情報は反映されません。

ご提供するサービスは次のとおりです。

(1) 条例等改正・廃止一覧

指定例規の改正・廃止の有無を記載した一覧をお送りします。

本一覧につきましては、指定例規に改正・廃止がない場合でも、指定団体に例規の新規制定があった場合は、情報を付した一覧をご提供します。

(2) 新条文

指定例規の改正後の新条文をお送りします。

(3) 見え消しつき新条文

改正前を赤字取消線、改正後を青字下線で表現した新条文をお送りします。

(4) 新旧対照表

指定例規の改正箇所について、改正前後の条文を左右の比較形式で表現した資料をお送りします。

(5) 原議(改め文)

指定例規を新規制定、改正又は廃止をしている条例等をお送りします。なお、原議(改め文)は、地方公共団体での公開状況により提供できない場合がありますのでご了承ください。

2. 情報提供サイクル

年4回実施される地方公共団体の議会終了後、当該団体のホームページ上に公開される例規を元に情報提供を行うため、情報のご提供は、原則年4回となります。ただし、地方公共団体の情報公開のサイクルにより、提供サイクルを変更する可能性がありますのでご了承ください。

また、情報提供する例規に変更がない場合も、新規制定や廃止等の情報を付した例規一覧をご提供します。